

塩竈市防災会議

日時： 平成25年10月18日(金)
午後1時30分

場所： ふれあいエスパ塩竈
2階 エスパホール

次 第

1. 開会

2. 市長(会長)あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 事

(1) 塩竈市地域防災計画の見直し素案について

・地震災害対策編

・津波災害対策編

5. 閉 会

塩竈市地域防災計画見直し素案の概要について

- ・地震災害対策編
- ・津波災害対策編

【目次】

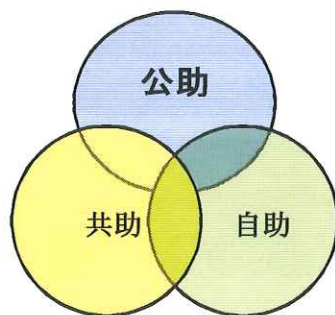
1 基本理念と策定にあたっての前提条件1
2 策定基本方針3
3 塩竈市地域防災計画と各節の構成5
4 塩竈市地域防災計画の主なポイント7

1. 基本理念と前提条件

(1) 基本理念

東日本大震災を教訓とし、本市の地域防災計画に関する基本理念を掲げ、防災施策を推進する。

行政等が行う「公助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、そして「自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」を基本とし、それぞれの責務・役割そして連携を明確にしなが、誰もが安全な生活が安心していつまでも送れる地域社会の構築を基本理念とする。



- (1) 公 助……国・県・市などの行政が、災害による被害を防止、軽減、又は復旧を促進しようとする活動
- (2) 共 助……市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守ろうとする活動
- (3) 自 助……市民一人ひとりが自分の身の安全や生活を守ろうとする活動

(2) 策定にあたっての前提条件

最大クラスの地震・津波に対して、被害をできるだけ軽減していく「減災」の考え方を 取り入れる。

①地震災害対策として

- ・構造物・施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ「一般的な地震動」に対しては、耐震化等のハード対策により「人命を守り、建物などに機能的な支障が生じない」対策を講じる
- ・海溝型巨大地震及び内陸直下型地震に起因する「高レベルの地震動」に対しては、防災活動等のソフト対策を組み合わせ「人命に重大な影響を与えない」対策を講じる

②津波災害対策として

- ・数十年から百数十年に一度発生する比較的発生頻度の高い津波「レベル1」に対しては、「人命と財産を守る対策」を講じる
- ・発生頻度は、極めて低いが、発生すれば、甚大な被害をもたらす津波「レベル2」に対しては、「人命を優先する対策」を講じる

2. 策定基本方針

現防災計画の見直しにあたり、災害対策の強化や復興のさらなる発展を目指すため、以下の13項目を基本方針とする。

1. 多様な主体の参画による防災体制の確立

- ・市民や女性の参画による防災会議の開催等、多様な視点を取り入れた防災体制の確立

2. 男女共同参画による防災対策

- ・防災、復興に係る政策等、あらゆる場面での女性参画の推進

3. 「減災」に向けた対策の推進

- ・被害を最小限とする「減災」の考え方に基づく対策の推進

4. 公助・共助・自助が一体となって取り組む防災の推進

- ・それぞれの責務・役割の明確化と連携による取り組みの強化

5. 避難行動要支援者対応

- ・平時から要支援者の情報把握と、町内会等との情報共有

6. 被災者等への適時・的確な情報伝達

- ・正確で分かりやすい情報の公表と伝達、広報活動の実施

7. 災害応急対策や災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

- ・防災教育、防災訓練の充実、避難所整備等による地域防災力向上

8. 二次災害の防止

- ・ライフライン等、迅速な応急復旧体制の整備による二次災害防止

9. 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

- ・大量の災害廃棄物の発生に備えた広域処理体制の確立

10. 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

- ・広域相互応援協定や、多様な団体との応援協定締結

11. 情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

- ・伝達手段の耐震化、多重多様化の推進

12. 複合災害の考慮

- ・2つ以上の災害が同時、連続して発生する「複合災害」の想定と準備

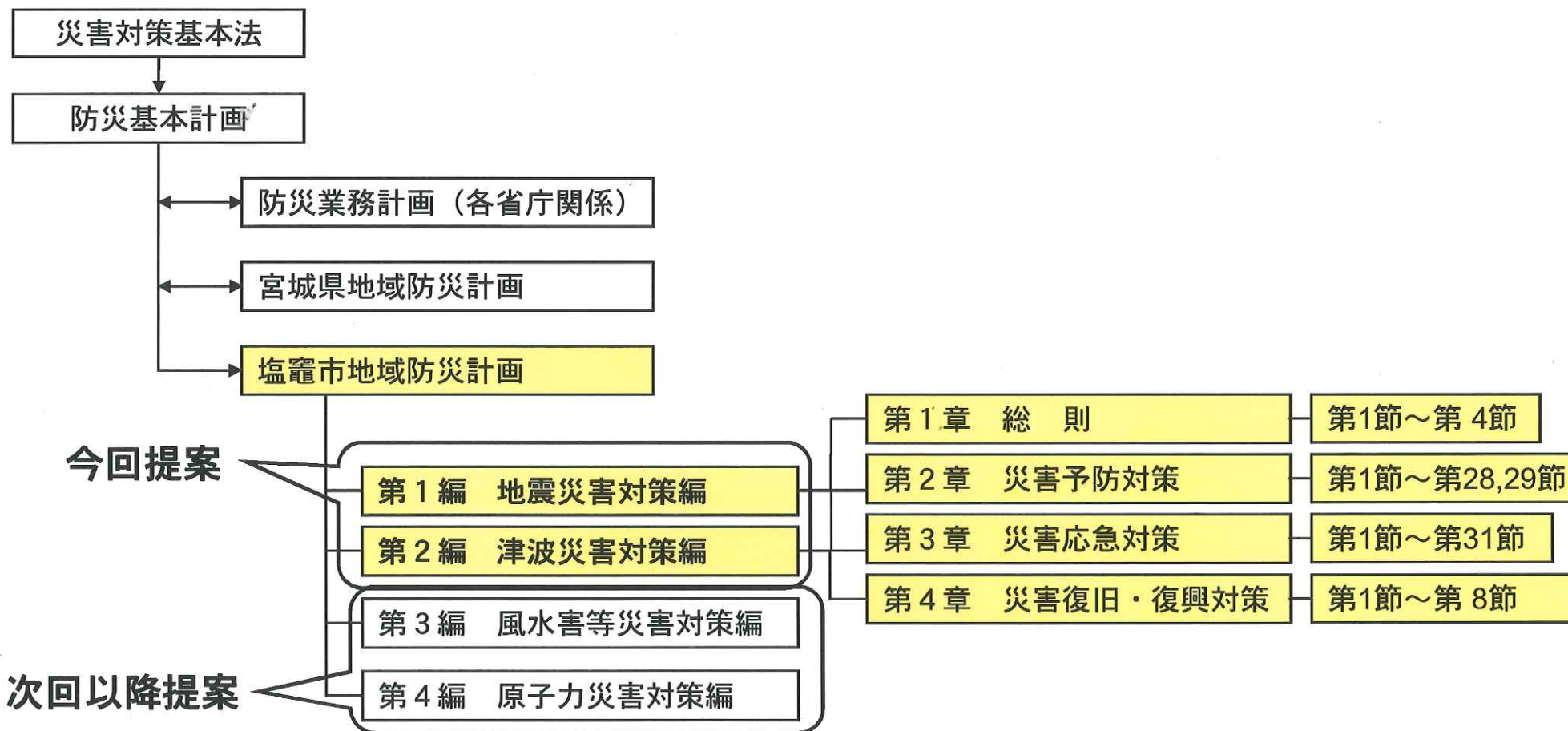
13. 円滑な復旧・復興

- ・可能な限り迅速かつ円滑な復旧、復興への取り組み

3. 塩竈市地域防災計画と各節の構成

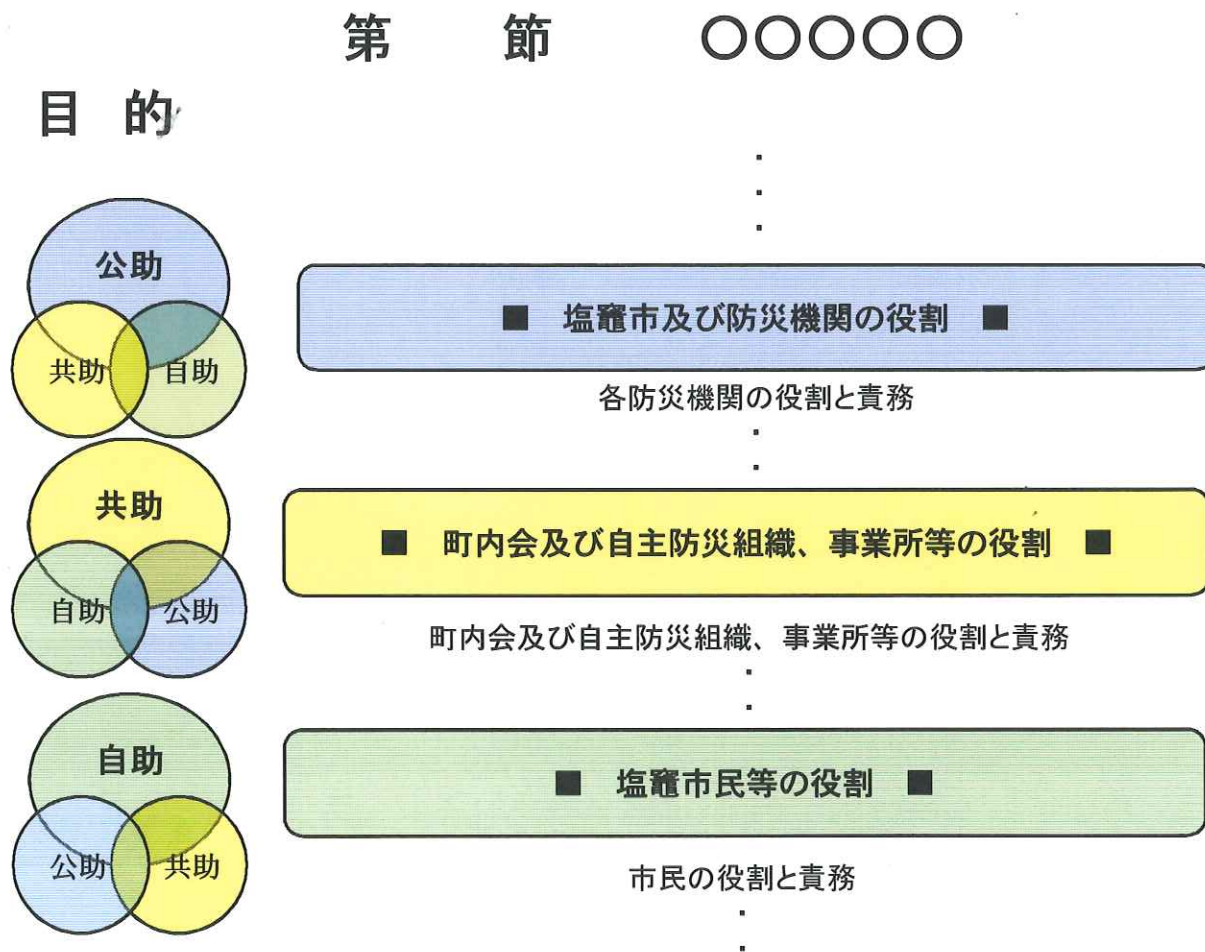
(1) 塩竈市地域防災計画の構成

国及び県の防災基本計画では、新たに「津波災害対策編」を策定していることから、本計画においてもこれらとの整合性を図るため、地震災害対策編と津波災害対策編を別編とし策定している。



(2) 塩竈市地域防災計画の各節の構成

基本理念では、「公助」「共助」「自助」により、それぞれ役割、責務、連携を明確にし、生命、身体及び財産を保護することを目的としている。この理念を踏まえ、各節においても「公助」「共助」「自助」によるそれぞれの役割・責務を明確化し、地域防災力の向上、防災体制の整備を行うこととしている。



4. 塩竈市地域防災計画の主なポイント

1. 多様な主体の参画による防災体制の確立

現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■ 各種団体より参画</p> <ul style="list-style-type: none">○ 塩竈市防災会議<ul style="list-style-type: none">・ 指定地方行政機関(1名)・ 宮城県機関(4名)・ 指定(地方)公共機関(8名)・ 警察機関、消防機関(4名)・ 塩竈市部局(10名)○ 指定避難所の運営・管理 <p style="text-align: center;">未整備</p>	<p>■ 市民・各種団体より参画</p> <ul style="list-style-type: none">○ 塩竈市防災会議<ul style="list-style-type: none">・ 指定地方行政機関(2名)・ 陸上自衛隊、宮城県機関(1名+5名)・ 指定(地方)公共機関(7名)・ 警察機関、消防機関(4名)・ 市長が任命する市職員(10名)・ 高齢者、障がい者の団体等(12名)○ 指定避難所の運営・管理<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が安心して生活できるよう配慮・ 個別スペース(教室等)の確保

2.男女共同参画による防災対策

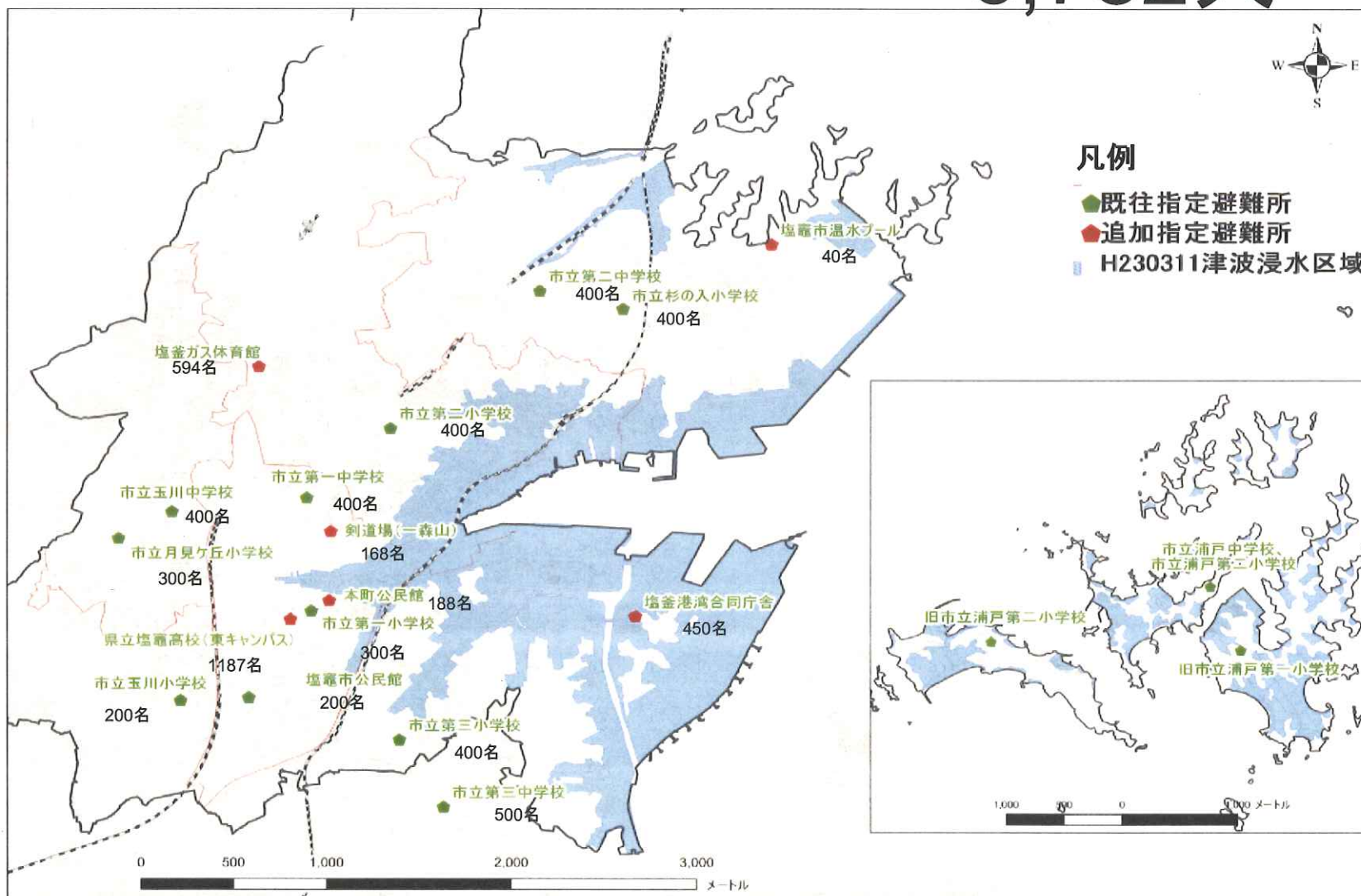
現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■各種団体より参画</p> <ul style="list-style-type: none">○塩竈市防災会議<ul style="list-style-type: none">・男性27名・女性 0名○指定避難所の運営・管理 <p>未整備</p>	<p>■市民・各種団体より参画</p> <ul style="list-style-type: none">○塩竈市防災会議<ul style="list-style-type: none">・男性35名・女性 4名○指定避難所の運営・管理<ul style="list-style-type: none">・指定避難所の運営にあたり、女性の会議等への参画・女性専用スペースの設置と、情報交換や相談等ができる場所の確保

3. 「減災」に向けた対策の推進

現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<ul style="list-style-type: none">■ 震災に強い街の形成 ■ 地震防災訓練の実施■ 情報通信連絡網の整備■ 防災拠点等の整備 ■ 避難対策(指定避難所14カ所)■ 避難収容対策(収容人数 4,200人) ■ 食料、飲料水及び生活物資の確保	<ul style="list-style-type: none">■ 地震・津波に強い街の形成 (津波一時避難場所の追加)■ 地震・津波防災訓練の実施(夜間訓練等)■ 情報通信網の整備(伝達ルートが多様化)■ 防災拠点等の整備(津波防災拠点施設の整備)■ 避難対策(指定避難所20カ所)■ 避難収容対策(収容人数 8,771人) (個別スペースの確保)■ 食料、飲料水及び生活物資の確保 (給水ポイントの明示) <p>※()は主な新規取り組み事項</p>

指定避難所位置図 6,782人

自主運営避難所 活用案



番号	名称
1	向ヶ丘コミュニティセンター
2	赤坂中央集会所
3	泉沢集会所
4	花立集会所
5	南錦町コミュニティセンター
6	錦町集会所
7	袖野田集会所
8	尾島町集会所
9	楓町集会所
10	吉津第二集会所
11	貞山通集会所
12	南町集会所
13	小松崎集会所
14	杉の入二丁目集会所
15	後楽地区集会所
16	新浜町集会所
17	青葉ヶ丘集会所
18	松陽台集会所
19	伊保石清水沢一区集会所
20	千賀の台集会所
21	しおり台集会所
22	杉の入集会所
23	新清水沢集会所
24	母子沢コミュニティセンター
25	藤倉コミュニティセンター
26	杉の入西部集会所
27	大日向地域集会所
28	市営新玉川集会所
29	梅の宮住宅集会所
30	清水沢サンコーポラス集会所
合計	1,989人

4.公助・共助・自助が一体となって取り組む防災の推進

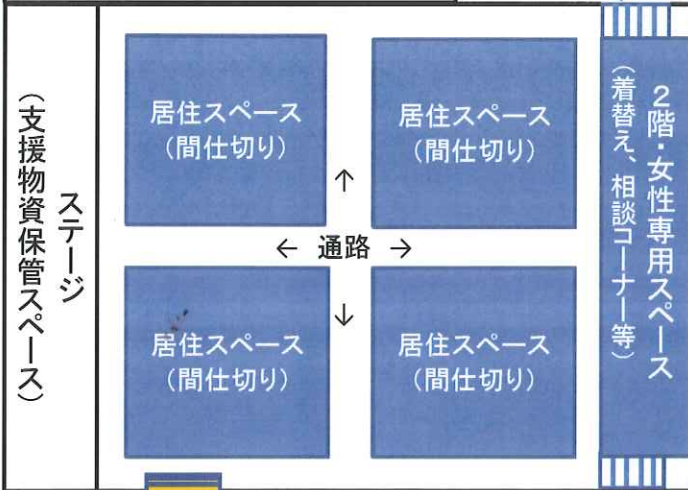
現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■地震防災訓練の実施</p> <p>○防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、かつ実践的な訓練の内容となるよう努める。</p> <p>■防災知識の普及</p> <p>未整備</p> <p>■津波防災訓練の実施</p> <p>未整備</p>	<p>■地震防災訓練の実施</p> <p>○地域と避難行動要援護者が連携しながら行う、総合防災訓練への参加</p> <p>■防災知識の普及</p> <p>○津波浸水想定を踏まえた指定避難所及び避難場所、避難路等を示す新たな津波ハザードマップの作成、周知徹底</p> <p>■津波防災訓練の実施</p> <p>○津波防災訓練の実施</p>

5.避難行動要支援者対応

現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■災害時要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者に対する広報連絡体制の整備 <p>○災害発生時に外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対する災害予防対策の周知。</p> <p>■避難収容対策</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; margin: 20px auto; background-color: #f08080; padding: 5px;">未整備</div>	<p>■避難行動要支援者・外国人対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者避難支援プランの策定 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の積極的な登録、所在把握、開示 ○防災ラジオの貸与 ○要支援者自身の自助努力 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者自らの積極的な登録 ・防災訓練等への参加 ○外国人を多く就業させている事業所等に対する、防災講習会の開催、行政と民間が連携した防災体制の整備 ○外国語表示による案内板の強化・充実 <p>■避難収容対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の個室対応やパーティションによる仕切りの確保

塩竈市立第二中学校避難所
学校施設割当図(事例)

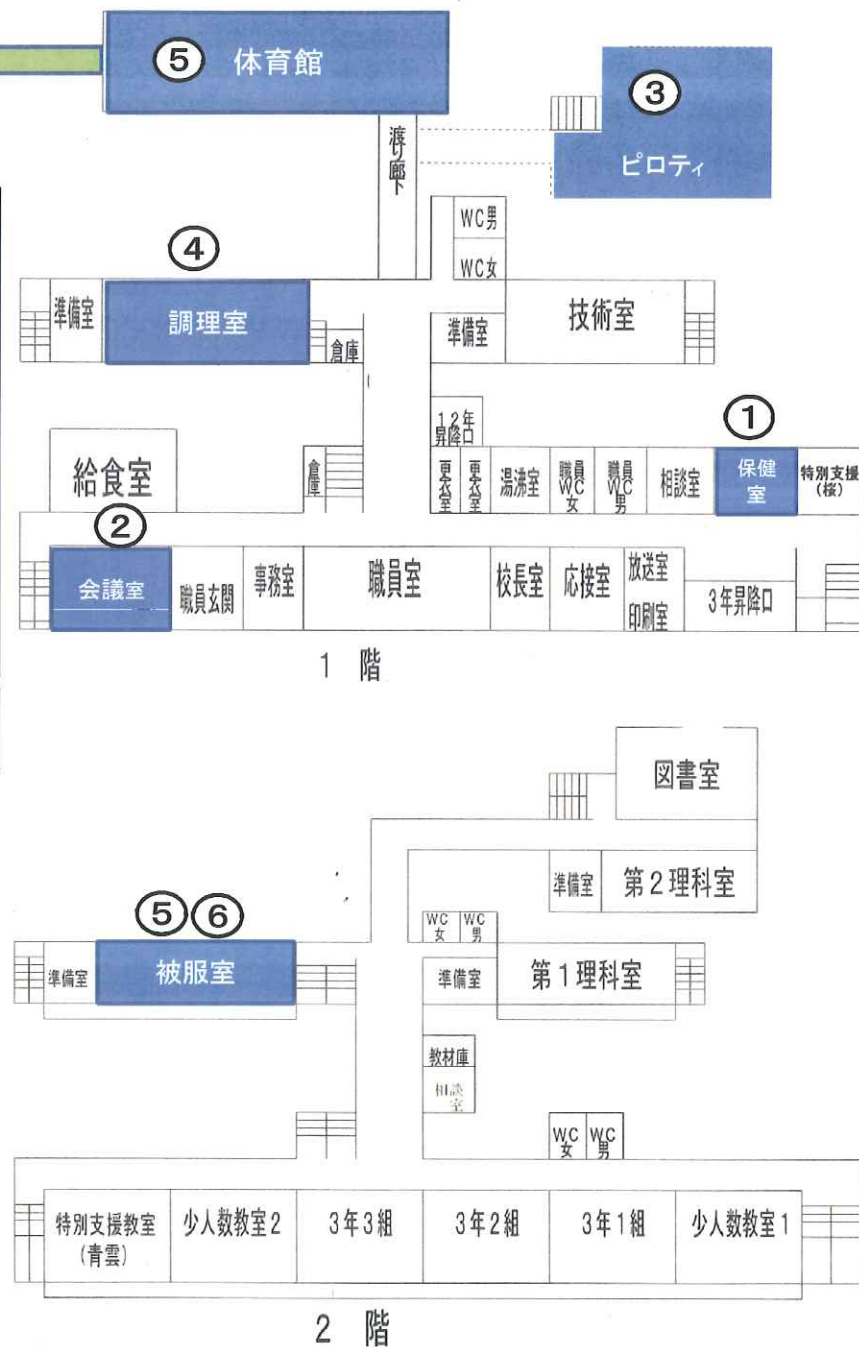
体育館(避難所)配置イメージ



居住スペースの間仕切りイメージ

避難者占用面積 2㎡
二中収容人数 400人

- ①病人、怪我人のための施設【保健室】
- ②災害弱者のための施設【会議室】
- ③ペットのための施設【ピロティ】
- ④救護物資置きのための施設
- ⑤女性着替え施設【体育館被服室】
- ⑥授乳施設【被服室】



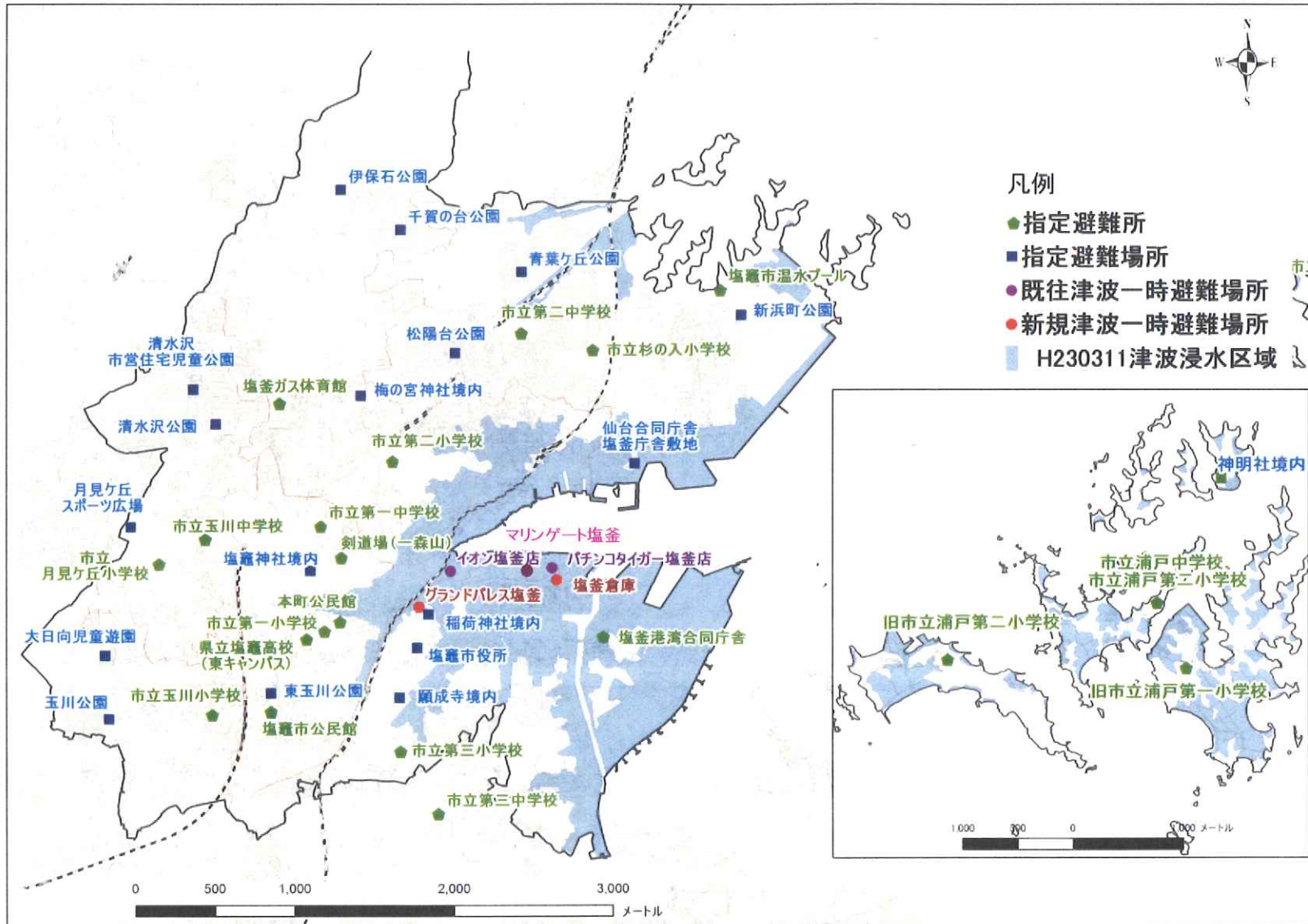
6.被災者等への適時・的確な情報伝達

現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■情報通信網の整備</p> <ul style="list-style-type: none">○通信施設の現状<ul style="list-style-type: none">・塩竈市防災無線の整備(アナログ方式)○情報伝達ルート多重化 <p>未整備</p>	<p>■情報通信網の整備</p> <ul style="list-style-type: none">○市防災行政無線の整備拡充<ul style="list-style-type: none">・塩竈市防災無線の整備(デジタル化)・防災無線確認電話(022-364-1260)○情報伝達ルート多重化<ul style="list-style-type: none">・地元FM浦戸地区放送区域拡大・地元FM割り込み放送・緊急速報メールシステムの構築・指定避難所への個別受信機設置・集会所、保育園、保育所、幼稚園等へ防災ラジオ配置・避難行動要援護者に対する防災ラジオの貸与○津波監視カメラの整備(2カ所)

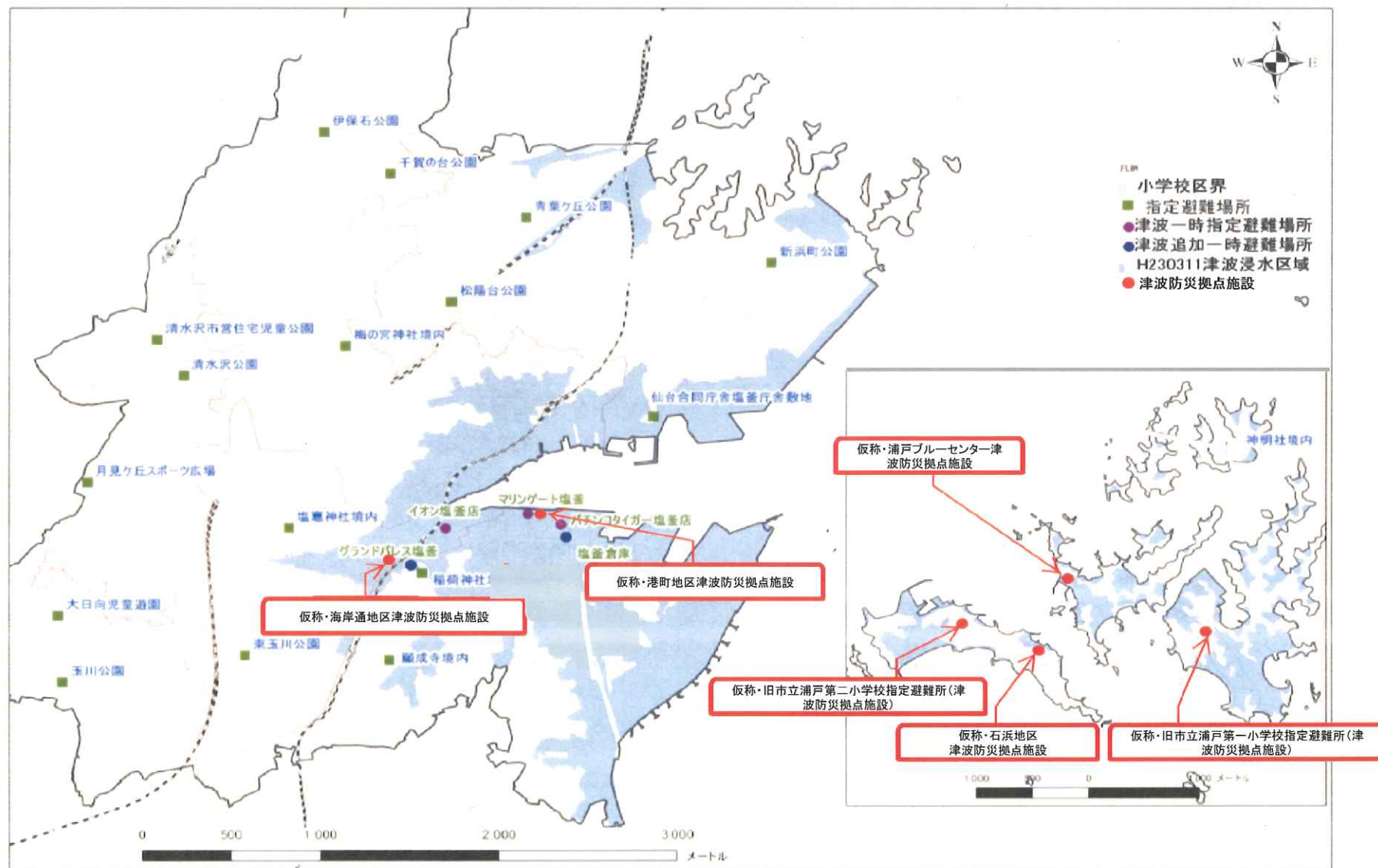
7.災害応急対策や災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■地震防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多数の住民参加による、訓練の実施 <p>■避難対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所等の確保(指定避難所14カ所) ○津波避難ビルの確保(4カ所) ○地震・津波避難ルートは 未整備 <p>■防災拠点等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波防災拠点の整備については 未整備 <p>■食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給水ポイントは 未整備 	<p>■地震・津波防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夜間等の防災訓練 ○地域による避難行動要支援者への支援 <p>■避難対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所等の確保(指定避難所20カ所) ○津波避難ビルの確保(5カ所) ○地震・津波避難ルートの設定 (3種類の避難ルート、21路線) <p>■防災拠点等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波防災拠点の整備(6地区整備) <p>■食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時用貯水施設や給水ポイント(18カ所)を明示

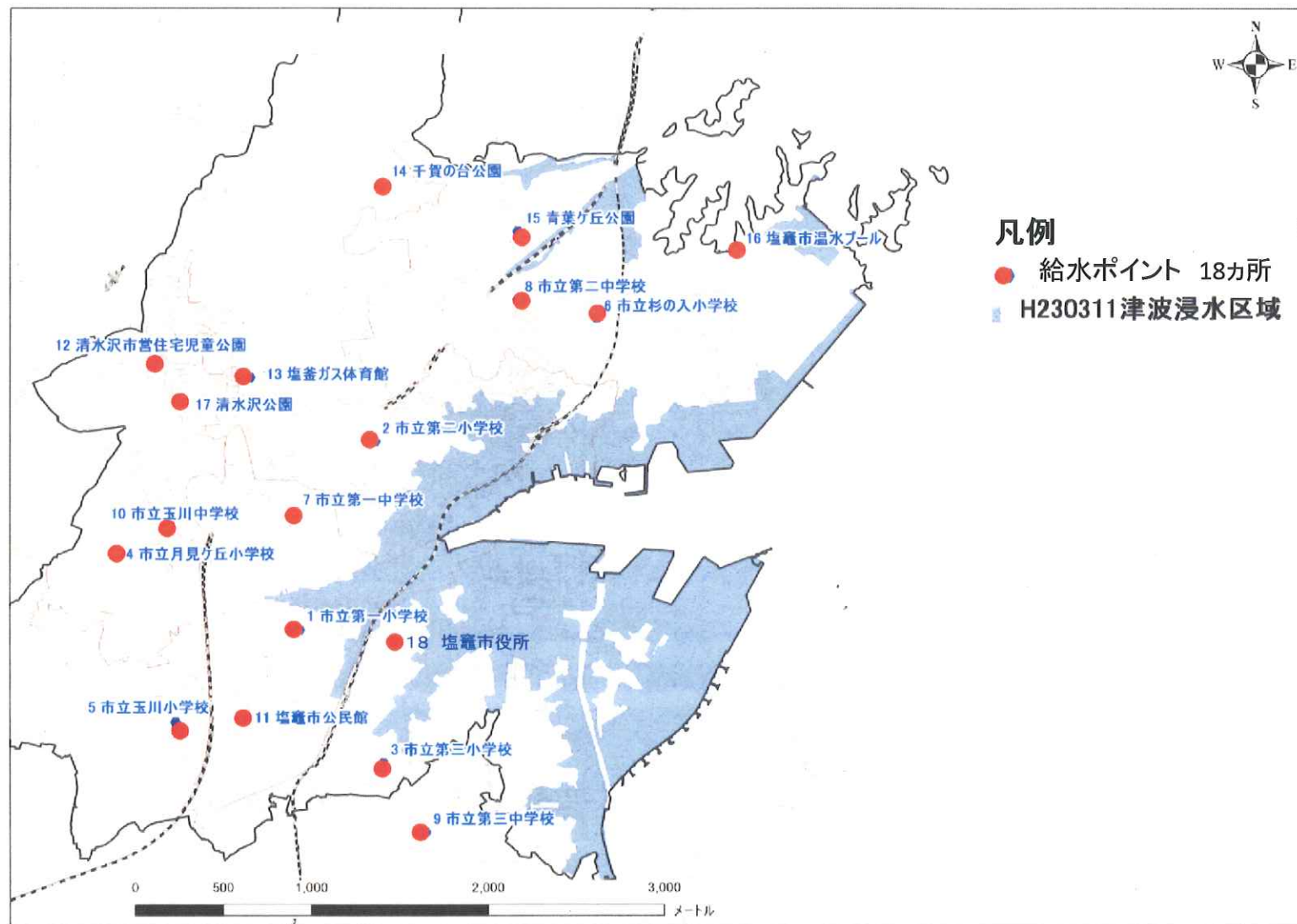
地震・津波指定避難所等位置図



津波防災拠点施設整備計画位置図



応急給水ポイント位置図



8.二次災害の防止

現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■二次災害の防止活動</p> <p>未整備</p>	<p>■二次災害の防止活動</p> <ul style="list-style-type: none">○発災後所管する施設、設備の緊急点検の実施○倒壊等の恐れのある復旧作業は中止するなど、作業員の安全確保を図る○被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信

9.迅速かつ適切な災害廃棄物処理

現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■廃棄物処理活動</p> <p>○環境負荷に関しては 未整備</p> <p>※環境負荷とは 地球環境や生態系に与えるダメージ。</p> <p>■海に流出した災害廃棄物の処理</p> <p>未整備</p>	<p>■廃棄物処理活動</p> <p>○大量の災害廃棄物が発生することから、 広域的な処分など迅速かつ、廃棄物の分 別等の環境負荷の少ない処分方法を図る</p> <p>■海に流出した災害廃棄物の処理</p> <p>○市は、国や関係機関、応援協定団体等の 協力の下、津波により海に流失した災害 廃棄物の処理を行う</p>

10. 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■相互応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">○市町村間の応援協定(5団体)<ul style="list-style-type: none">・県内市町村 (4団体)・県外市町村 (1団体)○関係団体との連携強化(16団体)	<p>■相互応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">○市町村間の応援協定(10団体)<ul style="list-style-type: none">・県内市町村 (4団体)・県外市町村 (6団体)○関係団体との連携強化(25団体)

塩竈市の応援協定

協定年月日	協定名称	協定機関
1 市町村相互応援協定等		
昭和48年3月1日	消防相互応援協定等	仙台市、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市の各市長、松島町、七ヶ浜町、利府町の各町長、塩釜地区消防事務組合管理者
平成7年11月14日	宮城「館」防災に関する相互応援協定	塩竈市、多賀城市の各市長、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村の各町村長
平成10年2月19日	災害時における相互協力に関する覚書	塩竈市長、多賀城市長、七ヶ浜町長と塩竈市内郵便局代表(塩釜郵便局長)、多賀城市内郵便局代表(多賀城郵便局長)、七ヶ浜町内郵便局代表(吉田浜郵便局長)
平成10年11月4日	災害時における応急用燃料の供給に関する覚書 (宮城「館」懇談会の構成市町)	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村と宮城県石油商業協同組合黒川支部長
平成16年7月26日	災害時における宮城県市町村相互応援協定	県内全市町村
平成19年11月6日	災害時における相互支援に関する協定	塩竈市長と 山形県村山市長
平成23年7月12日	災害時における相互支援に関する協定	全国56市町(石油基地自治体協議会加盟団体)
平成24年7月11日	災害時における相互支援に関する協定	塩竈市長と愛知県碧南市長
平成24年10月15日	災害時における相互応援に関する協定	塩竈市長と長野県須坂市長
平成25年8月2日	災害時における相互応援に関する協定	塩竈市長と兵庫県養父市
2 災害発生時等の一時避難場所協定		
平成16年9月24日	災害発生時等の一時避難場所に関する協定	塩竈市長と マリゲート塩釜
平成16年9月24日	災害発生時等の一時避難場所に関する協定	塩竈市長と 仙台観光㈱
平成16年9月24日	災害発生時等の一時避難場所に関する協定	塩竈市長と 第二管区海上保安本部
平成19年7月31日	災害発生時等の一時避難場所に関する協定	塩竈市長と イオン㈱マックスバリュ事業本部
平成23年3月1日	災害時における2次避難所(福祉避難所) 施設利用に関する協定	(1)障害者 社会福祉法人あしたば福祉会 社会福祉法人嶋福祉会 (2)高齢者 社会福祉法人千賀の浦福祉会 社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会
平成24年9月3日	災害時における2次避難所(福祉避難所) 施設利用に関する協定	高齢者 社会福祉法人大和福寿会

3 災害時における業務協力		
平成11年3月4日	災害時における業務協力に関する協定	塩竈市長と (有)中央交通
平成11年3月11日	災害時における業務協力に関する協定	塩竈市長と (財)塩釜市シルバー人材センター
平成17年2月24日	大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定の締結	塩竈市長と (社)宮城県建築士会塩釜支部
平成16年4月14日	緊急時における災害放送等に関する協定	塩竈市長と 塩釜ケーブルテレビ(株)
平成16年4月14日	緊急時における災害放送等に関する協定	塩竈市長と エフエムベイエリア(株)
平成18年7月25日	災害時における応急復旧活動等に関する協定	塩竈市長と 仙塩地区管工事業協同組合
平成20年2月19日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	塩竈市長と 塩竈市災害防止協力会及び塩釜建設協議会
平成20年3月27日	電力設備災害復旧に関する協定	2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)と 東北電力株式会社塩釜営業所
平成20年10月20日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	塩竈市長と 株式会社レンタルのニッケン仙台営業所長
平成21年3月30日	退職者災害時給水支援協定	塩竈市長と塩竈市水友会
4 災害時における応急生活物資供給等の協力		
平成9年1月24日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村とみやぎ生活協同組合理事長
平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	塩竈市長と (株)ヨークベニマル
平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	塩竈市長と ロイヤルホームセンター(株)
平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	塩竈市長と(株)やまや
平成19年7月31日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	塩竈市長と イオン(株)マックスバリュ事業本部
平成24年1月13日	災害時等における物資供給に関する協定	塩竈市長と NPO法人コメリ災害対策センター
5 災害時の医療救護活動に関する協定		
平成18年2月27日	災害時の医療救護活動に関する協定	2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)と 社団法人宮城県塩釜医師会
6 災害時の情報交換に関する協定		
平成21年8月31日	災害時の情報交換に関する協定	塩竈市長と 国土交通省東北地方整備局長
7 災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定		
平成25年10月22日(予定)	災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定	塩竈市長と ヤマト運輸株式会社 宮城主管支店

11.情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■情報通信網の整備</p> <p>○情報伝達ルート多重化</p> <ul style="list-style-type: none">・同報系防災行政無線(73局)・屋外子局バッテリー(48h対応) <p>・移動系防災無線(46局)</p>	<p>■情報通信網の整備</p> <p>○情報伝達ルート多重化</p> <ul style="list-style-type: none">・同報系防災行政無線(78局)・屋外子局バッテリー(120h対応)・地元FM割り込み放送・停電時自動発電装置・屋外子局浸水地区制御盤高所化・移動系防災無線の整備(113局)・本庁・浦戸地区衛星携帯電話の整備(2局)・指定避難所のWi-Fiルーター及び災害特設電話事前設置 <p>○全国瞬時警報システム(J-アラート)と防災行政無線の連動</p>

12.複合災害の考慮

現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■複合災害対策</p> <p>未整備</p>	<p>■複合災害対策</p> <p>○複合災害対策の備え</p> <ul style="list-style-type: none">・地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、今後想定を行う。

13.円滑な復旧・復興

現行地域防災計画	地域防災計画(素案)
<p>■災害復旧・復興支援</p> <p>○災害復旧・復興の基本方向の決定</p> <ul style="list-style-type: none">・必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指し、基本方向を定める。	<p>■災害復旧・復興支援</p> <p>○災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <ul style="list-style-type: none">・住民の意向の尊重するとともに、女性及び避難行動要支援者の参画を促しながら、復旧・復興を目指す。